

# 要確認

令和2年6月19日

薬局開設者、管理者 各位

一般社団法人 島根県薬剤師会  
会長 陶山 千歳

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における薬剤交付支援事業について

平素より本会会務事業にご理解と格別のご高配を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染防止のための非常時対応については、令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（以下、「0410事務連絡」）等により、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の時限的・特例的な取扱いについて通知されていることはすでにご承知のことと存じます。この取扱いについての詳細な内容は本会ホームページあるいは厚生労働省ホームページに掲載されていますのでそちらをご覧ください。

これに伴い、通常、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものでありますが、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用措置が決定いたしました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、本県では島根県薬剤師会が事業実施者となり、配送に係る費用の支援事業を実施することとなりました。

各薬局におかれましては、本会ホームページの下記サイトをご覧ください、配送に係る費用の報告および請求手続きを行っていただきますようご案内いたします。

なお、本事業は令和2年度補正予算の範囲内で実施されるものでありますが、すでに厚生労働省の交付要綱に沿って申請済みであることを申し添えます。

支援の対象となるのは予算成立日（4月30日）以降のものとなり、また、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る費用については通常の取り扱いとなることをあらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。**支援対象は最大でも2月末日分までとなっています。**

また配送方法に関しては、患者が希望する薬局に対して依頼することを想定、予算に限りがあることを考慮した上で、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用(可能な限り安価な方法)を検討してください。

また、本事業により把握された「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況」は、「0410 事務連絡」による対応の実績等の評価に活用することとされており、重要なデータとなりますので、各位のご協力をあらためてお願い申し上げます。

なお、5月分のご報告については、本通知到着後速やかにご報告いただきたいですが、難しい場合は、6月末締分に5月分と一緒にご報告いただき、以後は毎月末締分を翌月一週間以内にご報告いただきますようよろしくお願いいたします。

### 【ご報告先】

島根県薬剤師会事務局 報告先アドレス : [so-mu@simayaku.or.jp](mailto:so-mu@simayaku.or.jp)

※差出人のところに、「支援事業実績報告書〇月分【施設名】」をご入力の上送信してください。

島根県薬剤師会ホームページ <http://www.simayaku.or.jp>

>「新型コロナウイルス感染症関連情報」のバナー>お知らせ>新型コロナウイルス感染症関連への対応について>薬局における薬剤交付支援事業の実施について

### 【留意事項】

- ・上記ホームページに掲載してある「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等について(3)(日薬)」の「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」については、事業の全体像を把握できることから添付しておきます。その他の掲載されている通知等についても確認して頂きますようお願いいたします。
- ・「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」に記載してある事項で繰り返しになりますが、「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には0410 対応として扱わないため、実績報告の対象とはなりませんので留意願います。